

平成 20 年度 第 3 回行財政改革推進市民委員会 論議要旨

- 1.日時 平成20年11月27日(木) 9：30～12：00
- 2.場所 市役所10階第5A会議室
- 3.出席委員 秋江委員、伊賀委員、石橋委員、一の渡委員、小椋委員、菊池委員、久保委員、小池委員、瀬尾委員、仙北谷委員、中野委員、山崎委員、
(以上12名、欠席：太田委員、村上委員、矢野委員)
- 4.論議要旨
- 事務局 ただ今から、本年度第3回目の行財政改革推進市民委員会を開催させていただきます。
- A委員 本日は、指定管理者制度に係わる取組状況などについて説明して頂きます。今後の行政は効率化だけをではなく、社会全体の仕組みを考えていく時代でありますので、そのあたりに配慮しながら、意見を頂きたいと思えます。それでは、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 (指定管理者制度の取組状況について)の説明
- A委員 指定管理者制度の取組状況について説明がありました。委員から意見がありましたら、発言をお願いします。
- B委員 指定管理者に管理運営をお願いした場合、サービスが低下した時など、市は指定管理者に対し、どこまで指導できるのですか。
- C委員 伏古別球場の利用において、照明の点灯開始時間について柔軟な対応をしていただけない時がありました。市としてどの程度指導していただけるのかお聞きしたい。
- D委員 社会福祉協議会との打ち合わせでよくグリーンプラザを利用しますが、常に駐車場が混雑していて、駐車できないことがあります。
- E委員 旧イトーヨーカドーに隣接した市営駐車場の出入口が開閉されない場合があります。指定された指定管理者は、既存のものを使うのではなく、指定管理者が管理運営を受けたことによる事務の効率化について、何かの改善を感じることができれば、サービスの向上や効率化を理解できます。
- F委員 施設の維持管理業務の中で、簡易な清掃など、全ての業務を委託するのではなく、職員自らできるものはやるべきではないでしょうか。

B委員 指定管理者の選定作業において、申請のあった民間企業等から、必ず選定しなければならないのでしょうか。

もし、不安があった場合、直営という選択肢はあるのでしょうか。

A委員 皆さんの質問については大きく3つに分けることができます。

一つは、管理とはどこまでの範囲なのか、二つ目は、最低の管理基準やその後の評価、三つ目として公募手続きにおいて候補者が少なかった場合、再公募が可能かどうか、その3点について説明をお願いします。

事務局 サービス向上にあたっての帯広市の指導範囲につきましては、その施設の管理に係わる詳細について記載している仕様書を作成しております。

市は、仕様書に基づき施設の管理運営が行われているかどうかについて、確認する責任があり、行われていなければ、指導をする権利もありますし、改善を求めて改善計画を提出させる権利もあります。

改善計画に基づく改善が実施されなければ、最終的な手段として、指定の取り消しがあります。

その場合、施設利用者に迷惑とならないよう、直営に戻すこととなりますが、このような事態を回避するためにも、普段からの確認作業が必要と考えています。

モニタリングはその確認作業の詳細を示したものとなっています。

市営駐車場の改善部分につきましては、トイレ清掃、利用促進のための看板設置、プリンターの設置など、指定管理者自ら実施した改善がかなりあります。

野球場の利用のお話がありましたが、指定管理者は、アンケートなどにより、利用者から意見を頂き、必要な改善を図っていくこととなっていますので、ご利用の際の意見等については、直接、指定管理者や市役所に伝えてほしいと思います。

グリーンプラザの駐車場につきましては、隣接するグリーンパークを利用する方々が利用されるという現状がありますことから、指定管理者制度というより施設の配置の関係もありますので、今後、検討していく必要があるものと考えております。

施設管理として、清掃の話がありましたが、例えば、市役所では、職員ができるものは自ら実施しておりますので、公の施設においても同様の考え方で認識しています。

次に、管理の範囲についてですが、公の施設の清掃、警備、利用申し込みの受付などすべて指定管理者にお願いしており、利用者から頂く使用料については、すべて市役所に納入することとなっております。

最終的な使用許可の判断については、帯広市となります。

公の施設ですので、指定管理者に管理運営をお願いしているとしても、最終的な責任は帯広市にあります。

次に指定管理者を選定するにあたっての点数の基準ですが、選定委員一人が持っている点数は100点であり、審査の結果、最高点が30点や40点では選定には至らず、少なくとも50点、或いは60点程度必要だと認識しております。

A委員 他に何か質問はありませんか。

指定管理者制度導入による財政効果どれほどなのか。

事務局 効果額については、指定管理者制度に移行した際に整理しており、概ね6億円としています。

しかし、今回は、指定管理者制度の更新であることから、効果額については算出しておりません。

A委員 次に帯広市が進める市場化テストについて説明をお願いします。

事務局 (帯広市の市場化テストについて説明)

A委員 このことについて皆さんからのご意見ををお願いします。

G委員 名称に違和感があります。

どうしてもテストという言葉が、全面に出てくると、試しに実施するものと理解してしまいます。

できれば、日本語として、「サービスの民間委託」など、市民にわかりやすい名称とすべきではないでしょうか。

事務局 名称については、今後、検討したいと思います。

A委員 市場化テストの説明がありましたが、既に指定管理者制度で始まっているという認識でよいのでしょうか。

事務局 指定管理者制度も市場化テストも民間に業務をお願いするという視点では同じです。

指定管理者制度は公の施設の管理運営に限られた制度であるのに対し、市場化テストは、例えば、受付業務などをはじめ、あらゆる業務について導入することが可能となっております。

H委員 指定管理者制度の導入による効果額6億円との説明がありましたが、行政側でその効果額がどのように使われたのかについて、表裏一体で評価することが本当の行財政改革ではないでしょうか。

事務局 三位一体改革により、国から交付されるお金は年々減少していますが、福祉関係に要する予算については、年々増加しています。

行財政改革の取り組みにより生み出された効果額は、新たな市民サービスの提供に振り向けられています。

I委員 指定管理者制度と市場化テストの違いがよくわかりません。

- 事務局 市場化テストの手続きは、契約までのプロセスに違いはありますが、一般的な入札による委託契約をイメージしていただければよいと思います。
- 一方、指定管理者制度は委任という行政処分で、帯広市はまだ導入していませんが、使用許可の権限や収入となる利用料金を指定管理者に任せることができます。
- I 委員 指定管理者制度は独立採算の仕組みが可能なのでしょうか。
- 事務局 例えば駐車場で説明しますと、駐車する台数が増えれば増えるほど利益につながるため、インセンティブが働きます。
- ただ、現状では、そこまでの権限を付与していないため、一定の金額で管理運営をお願いして、料金については市に納入して頂いております。
- I 委員 市場化とは官と民が競争するという意味でしょうか。
- 事務局 法の市場化テストでは、官と民が競争することとなりますが、帯広市で考えている市場化テストについては、民間と情報を共有しながら、民間にお願いできるものはお願いするというものです。
- J 委員 例えば、どのような状態になるのかイメージできません。
- 民間にお願いするとなると利益を追求するため、利益が出なければ請け負わないし、サービスも低下するのではないのでしょうか。
- 事務局 地方分権が進み、国の仕事が北海道に移譲され、北海道の仕事が市町村に移譲されると帯広市の担う業務は増えていくことが予想されます。
- そのため、帯広市が実施している業務の効率化はどうしても進めていかなければならないと考えています。
- 今後、市場化テストの導入によって、サービスが低下しないよう、情報を共有しながら、検討していく必要があると考えています。
- K 委員 法に基づく市場化テストを実施している自治体はあるのですか。
- コミセンは、印鑑証明などを取る時に非常に便利ですが、休みが火曜日で統一されているため、火曜日に諸証明を取る時はどうしても市役所まで行かなければなりません。
- 休日をコミセン毎に変えることはできないのでしょうか。
- 事務局 法律に基づく窓口業務については、全国で二つの自治体で実施されています。一つは北海道の由仁町において今年から窓口業務を委託していますが、本庁舎ではなく支所で実施しているとのこと。
- 法に基づかない事例では、北海道がパスポートの業務を委託しており、庁舎の案内業務、道路のパトロール業務なども市場化テストで委託しております。
- 今後、多くの自治体で取り組みが進むと思われるので、参考にしていきたいと考えています。

- コミセンの休日のご意見については、関係課に伝えていきたいと思います。
- A委員 東京など大都市における図書館司書業務については、ほとんど派遣職員にお願いしていますが、帯広市においても図書館は市場化テストの対象と考えているのでしょうか。
- 事務局 図書館については、公の施設であることから、指定管理者制度の対象となりますが、事業の継続性などを考慮し、慎重に検討していく必要があると考えています。
- C委員 指定管理者制度については、申請団体が、かなり限定的になってきおり、そこで働く労働者の処遇についても、かなり問題があると聞いています。
- 市場化テストは、平たく言えば「民間委託」、この「民間委託」において、大きな問題が浮上してきていますが、簡単に解決できる問題ではありません。
- 実施にあたって、市の説明の中では、慎重にと言う説明があるものの、承知できるものではなく、今の時期だからこそ、立ち止まって考える時ではないかと思います。
- 事務局 市場化テストはこれまで行政が主体的に行ってきた委託業務に関し、民間の方々から、いろいろな意見、提言を頂きながら、より良いサービスが市民に提供されるのであれば、進めていくということを前提に検討していきたいと考えているものです。
- H委員 私どものNPOでは、公共の範囲の拡大事業として「地域の元気再生事業」を展開しています。
- この事業は、地方のNPOや団体から提案し、内閣府がその提案を採択して補助するもので、この内容は、西部十勝圏域の「歩いて旅するツアー」を一つの事業として提案したものです。
- しかし、本来この事業は、地元の観光協会などが担うべき業務だと思うのですが、それを広域でNPOが主体となって提案しました。
- この事業に要する事業費や人件費は国から補助されるもので、NPOや団体が、本来、行政が担うべき業務の一部を実施していることとなります。
- なぜ、このような意見を発言するかというと、これからは市民が知恵を出して国から予算を頂き、行政とともに事業を実施していくことも一つの行政改革ではないかと思うのです。
- A委員 行政も民間への情報提供について、充実させていかなければなりません。
- I委員 市場化テストについては、国が法律を定め、実施を推進しているが、サービスが低下するのであれば本末転倒ですので、慎重に実施すべきです。
- E委員 市場化テストを進めるには、行政側が業務のメニューを示すべきではないでしょうか。
- 事務局 帯広市が実施している業務については、民間に委託可能な業務、市民協働

で実施する業務など、いくつかの区分で洗い出しすることが必要と考えており、今後作業を進めていきたいと考えています。

G委員 帯広市がすすめる市場化テストの中で、第三者機関とありますが、その体制（人数）とメンバー構成はどのように考えているのでしょうか。

指定管理者制度においても、第三者機関があるように理解したのですが、その役割は同じなのでしょうか。

事務局 先進事例では、概ね5名程度となっているようですが、業務内容を客観的に判断できる体制も勘案しながら検討していきたいと考えています。

指定管理者の第三者機関については、市場化テストに比べると、役割が若干変わります。

G委員 通常の委託の場合は、入札で業者が決まりますが、指定管理者制度の場合は第三者機関が決めることになるので、荷が重いような気がします。

事務局 そういう意味では、指定管理者制度におけます第三者機関は荷が重いのかもしれません。

ただ、それぞれの委員の視点で点数を付けて頂き、委員全体の総合点数により指定管理者が決定しますが、委員には、後々責任を問われるものではありません。

なお、市場化テストの第三者委員会につきましては、事業の選定から選定後の評価等についても、意見を頂くなど関わっていくものと考えています。

B委員 民間委託を推進するのではなく、民間には良い点もたくさんあると思いますので、民間企業や団体等から意見を聞いて、民間に任せの方が市民に良いサービスが提供できる業務を、民間にお願いするという考え方が、本来の行政改革だと思います。

A委員 次に市役所の組織における企画調整監機能について説明をお願いします。

事務局 （企画調整監の役割について説明）

E委員 企画調整監会議の資料を見ると、議題がかなり多岐に渡っていると思われませんが、どの程度の時間で行われているのですか。

また、議題の内容を見るとかなり細かな案件まで議題となっているようですが、もう少し重要な案件を議論する場としてはどうでしょうか。

事務局 開催時間については2時間程度となっており、主に行政組織特有の縦割を解消するための情報共有の場としての意味もあります。

また、各部が行う事業等への協力などを依頼する場としても活用されています。

E委員 この会議自体、各部が行う事業等への協力などを依頼する様なものを議題とする会議ではないような気がします。いかがでしょうか。

事務局 どうしても使い勝手が良いので、本来目的から少しずれた使われ方になっ

てしまったのかもしれませんが。

会議の目的、進め方等については、今後、検討していきたいと考えています。

G委員 企画調整監会議は次長職の会議であるため、上司に部長が存在しているの
で、やりづらくないですか。

事務局 企画調整監会議で物事を決定することはできません。

企画調整監は、企画調整監会議の内容を部長に報告するとともに、部の中
で情報共有を行うこととなります。

市役所には、市長をトップとし、特別職及び部長職で構成する全体庁議が
あり、この機関は物事を決定する機関ではではありませんが、市役所内の最
高審議機関となっています。

従いまして、企画調整監会議の上の組織として、全体庁議があると認識し
ていただければと思います。

ただし、最終決定は市長の判断となります。

I委員 企画調整監会議の目的からすると、もう少し権限のある人が入った方が自
主自律のバランスを含め、機能すると思います。

また、企画調整監会議から全体庁議に移り、最終的に副市長の判断を仰が
なければならなかった案件はどのくらいあるのでしょうか。

事務局 全体庁議の議題の種類として、情報を共有するもの、方向性を確認するも
のなど様々な議題があります。

資料の中で、「実施(案)」、「プランの策定方針」、「計画」などについては、
全体庁議に上がっていく案件です。

A委員 最後にその他で何かございませんでしょうか。

F委員 帯広市の人口が減少傾向を迎える中で、何とか増加に転じるよう取組み
を進めてほしいと思います。

また、大学誘致の取組みを強化するとともに、団塊の世代の大量退職時
代を迎え、新規に採用される市の職員についても、帯広市在住を条件とする
ことも配慮するようお願いいたします。

J委員 道からの補助金の見直しがすすめられていますが、補助金の目的が上手に
果たされているものと、反対に果たしていないものがあります。

見直しをすすめる際には、そのあたりを慎重に見極めて判断していただき
たいと思います。

A委員 質問が無ければ、これを持ちまして、本日の委員会を終了します。